

松原・下釜・大山ダムとともに水害に強い地域づくりを考える意見交換会
設立趣旨（案）

令和２年７月、筑後川流域では記録的な豪雨により各地で浸水被害が発生しました。

その時、筑後川上流に位置する下釜ダムでは、７月６日より洪水調節を実施していましたが、７月７日ダムが満水状態となって洪水調節が出来なくなる状況が懸念されたため、ダムに流入してくる洪水量と同じ量に放流量を速やかに近づけていく「緊急放流」を実施しました。

幸い、松原ダムが緊急放流とならなかったため、松原ダムの直下流では河川氾濫による浸水被害は発生しませんでした。

一方、令和３年８月の豪雨では、松原ダムにおいて「緊急放流」が予測されたため、豪雨になる前に出来るだけダムの水位を下げる特別な操作「事前放流操作」を実施しました。

幸い、松原ダムが緊急放流となる事態とはなりませんでした。

今、世界中の各地で、地球温暖化に伴う洪水の激甚化、計画規模を超える洪水の発生等、水害のリスクが大きく高まっています。

このような状況の中、水害から地域にお住まいの方の生命や財産を守っていくため、地域と学識者、河川管理者、ダム管理者等が一体となった、「松原ダム・下釜ダム・大山ダムとともに水害に強い地域づくりを考える意見交換会」を設立するものです。

「松原・下釜・大山ダムとともに水害に強い地域づくりを考える意見交換会」規約
(案)

(名称)

第1条 本会は、「松原・下釜・大山ダムとともに水害に強い地域づくりを考える意見交換会（以下「意見交換会」という。）」と称する。

(目的)

第2条 本意見交換会は、水害から地域にお住まいの方の生命や財産を守っていくため、筑後川（大山川）及び赤石川の出水に対する、松原・下釜・大山ダムの洪水調節状況やその効果等について、様々な視点から意見交換することにより、地域防災力の更なる向上を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 本意見交換会は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）によって構成されるものとし、委員は筑後川河川事務所長若しくは筑後川ダム統合管理事務所長が委嘱し、非常勤とする。

2 委員長は、必要に応じて、委員の増員及び専門家、オブザーバー等の招集を行うことができる。

(意見交換会)

第4条 本意見交換会には、委員長を置く。

2 委員長は、意見交換会を代表し、会務を総括する。

3 委員長は、委員の互選によってこれを定める。

4 委員長が意見交換会に出席できない場合は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

5 本意見交換会は、委員長が招集する。

(事務局)

第5条 本意見交換会の事務を行うため、事務局を国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所及び筑後川ダム統合管理事務所に置く。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、意見交換会の運営に必要な事項は、委員長が意見交換会に諮って定める。

(付則)

この規約は、令和●年●月●日から施行する。

松原・下笠・大山ダムとともに水害に強い地域づくりを考える意見交換会（仮称）

委員名簿（案）

	氏名	現職名	備考
1	矢羽田 秀男	日田市住民代表（おおやま北部自治会長）	大山振興局
2	菅原 義博	日田市住民代表（おおやま中央自治会長）	大山振興局
3	梶原 敏明	日田市住民代表（おおやま老松自治会長）	大山振興局
4	日隈 正裕	日田市住民代表（おおやま西峰自治会長）	大山振興局
5	原 説丸	日田市住民代表（おおやま都築自治会長）	大山振興局
6	川速 康和	日田市住民代表（おおやま烏宿自治会長）	大山振興局
7	矢羽田 市夫	日田市住民代表（おおやま清流自治会長）	大山振興局
8	岡部 忠臣	日田市住民代表（おおやま南部自治会長）	大山振興局
9	渡邊 仙藏	日田市住民代表（出口自治会長）	天瀬振興局
10	小松 利光	九州大学 名誉教授	学識者
11	山田 誠	鹿児島大学 名誉教授	学識者
12	鶴成 悦久	大分大学 教授	学識者
13	原田 啓介	日田市 市長	地元自治体
14	岡本 文雄	大分県 日田土木事務所 所長	河川管理者（赤石川）
15	佐近 裕之	独立行政法人 水資源機構 筑後川局 局長	ダム管理者（大山ダム）
16	吉田 大	国土交通省 筑後川河川事務所 事務所長	河川管理者（筑後川）
17	中村 星剛	国土交通省 筑後川ダム統合管理事務所 事務所長	ダム管理者（松原・下笠ダム）

（事務局）

国土交通省 筑後川河川事務所

国土交通省 筑後川ダム統合管理事務所